

# 年金だより

第27号

令和2年  
6月発行

## もくじ

P2 令和2年4月からの  
年金額について

P3-4 再就職している皆様へ

P5-6 こんなときには届出を

P7 年金相談窓口一覧

P8 ねんきんカレンダー



# 令和2年4月からの 年金額について

## 令和2年度の年金額は、昨年度から0.2%の引上げとなります。

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて改定されます（退職等年金給付を除く。）。

令和2年度の場合、物価変動率はプラス0.5%、名目手取り賃金変動率はプラス0.3%となりました。

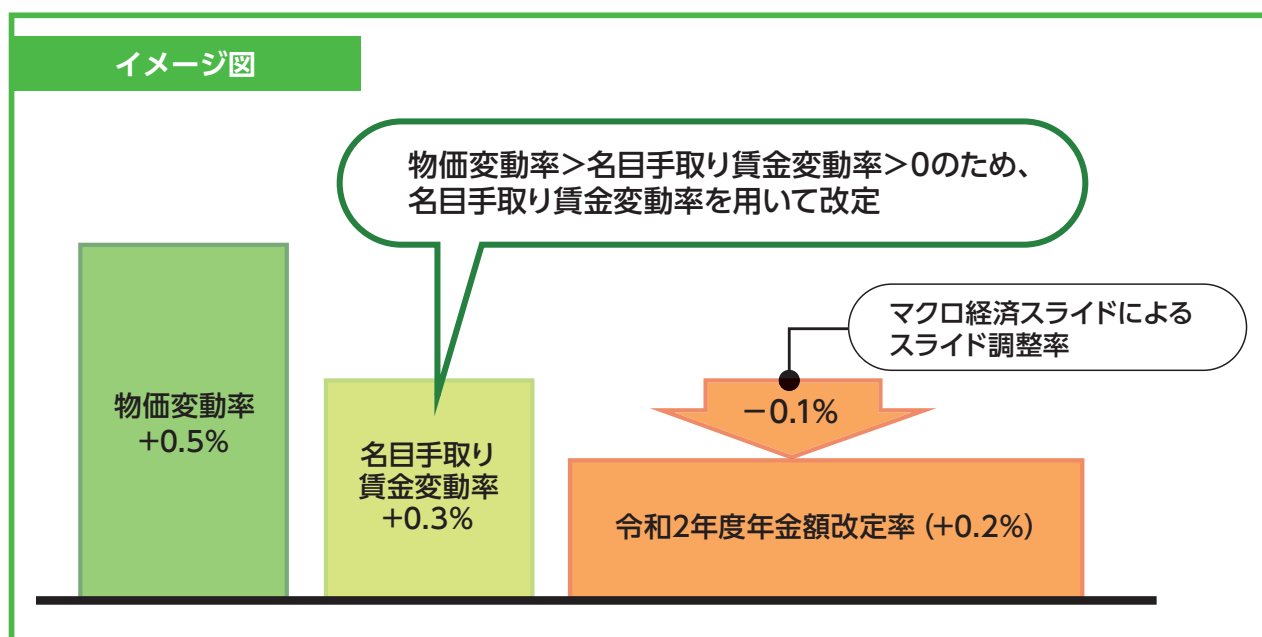
物価変動率と名目手取り賃金変動率がともに上昇し、かつ物価変動率が名目手取り賃金変動率よりも高い場合は名目手取り賃金変動率を用いて改定されますが、さらに令和2年度はマクロ経済スライドによる調整も行われます。

マクロ経済スライドとは、公的年金被保険者（現役世代）の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金・物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。令和2年度のスライド調整率はマイナス0.1%となりました。

したがって、名目手取り賃金変動率（プラス0.3%）とマクロ経済スライドによる調整率（マイナス0.1%）により、令和2年度の年金額は、昨年度から0.2%引き上げられることとなります（生年月日等の関係で改定率には幅があり、引上げ幅は0.2%に満たない場合もありますので、必ずしもすべての方が0.2%の引上げとなるわけではありません。）。

マクロ経済スライドの仕組みは、平成16年の年金制度改正において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

イメージ図



今年度の年金額の改定については、年金額改定通知書の改定事由欄に「**給料再評価**」と表記されています。

今回お送りする年金額改定通知書は、改定事由が『給料再評価』となっています。

年金だより Vol.27 3

### ◆総報酬月額相当額が47万円を超える場合の調整後の年金支給月額

#### ①基本月額が28万円以下の場合

基本月額－{(47万円＋基本月額－28万円)×1/2＋(総報酬月額相当額－47万円)}

#### ②基本月額が28万円を超える場合

基本月額－{47万円×1/2＋(総報酬月額相当額－47万円)}

### ◆総報酬月額相当額が47万円以下の場合の調整後の年金支給月額

#### ③基本月額が28万円以下の場合

基本月額－(基本月額＋総報酬月額相当額－28万円)×1/2

#### ④基本月額が28万円を超える場合

基本月額－総報酬月額相当額×1/2

※いずれの場合も計算結果がマイナスになるときは、年金は経過的職域加算額(職域年金相当部分を含む。以下同じ。)を除き全額支給停止となります。また、加給年金額<sup>注3</sup>も支給停止となります。

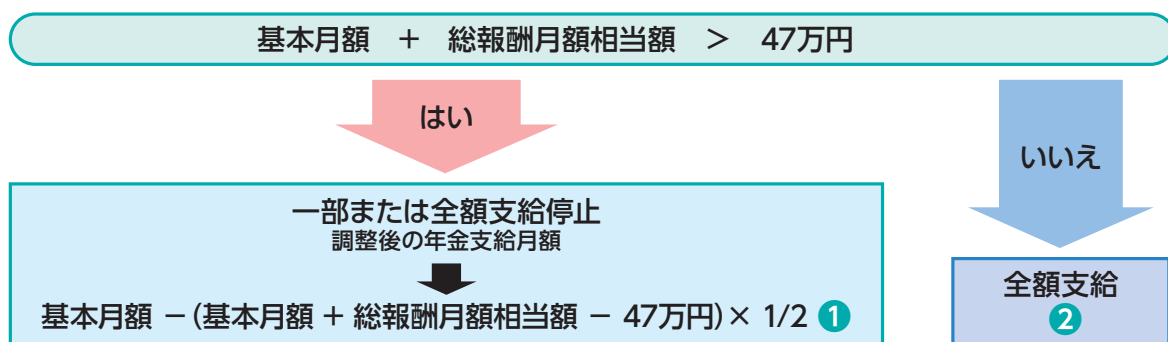
※経過的職域加算額は、国家公務員または地方公務員の共済組合に加入している間は全額支給停止となります。

### ◆基本月額と総報酬月額相当額との合計額が28万円以下の場合の年金支給月額

#### ⑤全額支給

## (2) 65歳以上の場合

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超える場合に、下記に掲げる区分に応じた年金の支給停止が行われます。なお、70歳以上の方については、厚生年金の被保険者ではありませんが、報酬を受け取っている場合には、調整の対象となります。



### ◆基本月額と総報酬月額相当額との合計額が47万円を超える場合の調整後の年金支給月額

#### ①基本月額－(基本月額＋総報酬月額相当額－47万円)×1/2

※計算結果がマイナスになる場合は、年金は経過的職域加算額および経過的加算額<sup>注4</sup>を除き全額支給停止となります。また、加給年金額も支給停止となります(経過的加算額のみ支給の場合も同様に、加給年金額が支給停止となります。)

※経過的職域加算額は、国家公務員または地方公務員の共済組合に加入している間は全額支給停止となります。

### ◆基本月額と総報酬月額相当額との合計額が47万円以下の場合の年金支給月額

#### ②全額支給

注1「基本月額」とは、次のとおり計算された年金の月額をいいます。

基本月額＝(年金額－加給年金額－経過的加算額－繰下げ加算額)÷12

※年金額に経過的職域加算額は含まれません。

注2「総報酬月額相当額」とは、次のとおり計算された給与の月額をいいます。

総報酬月額相当額＝(原則当月の標準報酬月額)＋(原則当月以前1年間の標準賞与額等の合計)÷12

注3「加給年金額」とは、被保険者期間が20年以上である年金の受給権を有する方によって生計を維持されている65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害等級が1、2級に該当する子がいるときに加算される金額をいいます。

注4「経過的加算額」とは、老齢基礎年金の算定の基礎となる期間に含まれない第2号・第3号厚生年金期間(20歳前や60歳後の期間など)に係る定額部分相当として65歳以後の退職共済年金・老齢厚生年金の額に加算される金額をいいます。



指定都市・市町村・都市職員共済組合「旅と宿」

# 宿泊施設一覧

令和2年4月現在

指定都市・市町村・都市職員共済組合が運営している宿泊施設は年金受給権者のみなさまにもご利用いただけます。

※お申し込み・お問合せは各施設まで直接ご連絡ください。

「旅と宿」ホームページにて、各宿泊施設の詳細情報をご覧ください。

旅と宿

検索



ホームページ

<https://www.ctv-yado.jp/>



北海道  
札幌市

## ホテルポールスター札幌

シングル朝食付 **6,500円** (税サ込) ~  
ご宿泊日によっては料金に変動がございますので  
お電話にてお問合せください。当ホテルホーム  
ページにて、お得なプランもご用意しております。

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西6

**☎011-330-2531** (宿泊予約直通)

<https://www.polestar-sapporo.com/>



北海道  
札幌市

## ホテルノースシティ

シングル素泊り **8,700円** (税サ込) ~  
シングル朝食付 **10,100円** (税サ込) ~  
お得なプランをご用意しております。  
ホームページまたは直接お問合せください。

〒064-8645 北海道札幌市中央区南9条西1

**☎011-512-9748**

<http://www.northcity.or.jp/>

北海道



青森県  
青森市

## アップルパレス青森

人工温泉大浴場「二股炭酸カルシウム温泉」が大好評!  
シングル1泊朝食付 **7,800円** (税サ込) ~  
ツイン 1泊朝食付 **6,800円** (税サ込) ~  
※お得なプランもご用意しております。詳しくはホームページをご覧ください。

〒030-0802 青森県青森市本町5-1-5

**☎017-723-5610**

<https://apple-palace.com/>



宮城県  
宮城県

## パレス松洲(まつしま)

1泊2食付 **10,800円** (税サ込) ~  
全室オーシャンビューによる最高の景色と旬の  
お料理でのおもてなし。静かな寛ぎの時間を  
お過ごしください。

〒981-0215 宮城県宮城県松島町高城字浜38

**☎022-354-2106**

<http://www.palace-matsushima.jp/>

東北



山形県  
鶴岡市

## うしお荘

日本海の旬の幸をご賞味ください。

【宿泊料金】

1泊2食付 **8,499円** (税サ込) ~

連泊プランもご用意しております。

〒997-1201 山形県鶴岡市湯野浜1-11-23

**☎0235-75-2715**

<http://www.ushiosou.net/>



山形県  
南陽市

## むつみ荘

山形の美味の数々、米沢牛とワインをご賞味ください。

【宿泊料金】

1泊2食付 **8,983円** (税サ込) ~

連泊プランもご用意しております。

〒999-2211 山形県南陽市赤湯233-1

**☎0238-43-3035**

<http://www.mutsumisou.jp/>



福島県  
福島市

## ホテル福島グリーンパレス

福島駅から徒歩2分 観光、家族旅行の拠点として最適。  
シングル**5,082円** (税サ込) ~、ツイン**4,961円** (税サ込・定  
員利用) ~、和室(6、10畳) **4,961円** (税サ込・定員利用) ~  
宴会、会議にも利用できます。

〒960-8068 福島県福島市太田町13-53

**☎024-533-1171**

<https://www.fukushimagp.com>







茨城県／東茨城郡 **大洗鷗松亭**

1泊2食付 **12,250円** (税サ込・定員利用)～  
※休前日・夏季期間・年末年始は除きます。  
個室の食事処で夕食をお楽しみいただき、大洗温泉で、日頃の疲れを癒してください。

〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 8179-5

**☎029-266-1122**

<http://www.iba-kyo.com/hp/oushoutei/>



群馬県／吾妻郡 **アルペンローゼ**

60歳以上の方の平日利用(日曜日を含む。)の場合、お得な特別料金をご用意しております。1泊2食付**10,000円** (税サ込)他 ※土曜日 夏・冬休み GW 年末年始等は除く。草津温泉の大浴場・身障者対応家族風呂あり。

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津512-2

**☎0279-88-1300**

<http://www.saitama-ctv-kyosai.net/alpenrose/>



千葉県／鴨川市 **黒潮荘**

[申込] 電話またはホームページで承ります。  
[料金] 1泊2食付**14,065円** (税サ入湯税込)～  
(特定日は別料金) 南房総の四季折々の味覚をご堪能ください。

〒296-0004 千葉県鴨川市貝渚2565

**☎04-7092-2205**

<https://www.kuroshioso.jp/>



東京都／立川市 **ホテル日航立川 東京**

1泊料金(1室2名様素泊り)  
ダブル**7,744円** (税サ込)～  
※料金は2名利用時の1名様あたりの金額です。朝食付きなど様々なプランをご用意しております。詳しくはお問合せください。

〒190-0022 東京都立川市錦町1-12-1

**☎042-521-1111** (代)

[www.hotelnikko-tachikawatokyo.jp](http://www.hotelnikko-tachikawatokyo.jp)



山梨県／笛吹市 **ホテルやまなみ**

1泊2食付 (税サ込)  
平日 **11,161円**～ 土・休前日 **13,823円**～  
詳細は施設にお問合せください。

〒406-0028 山梨県笛吹市石和町駅前15-1

**☎055-262-5522**

<http://www.hotelyamanami.com/>



新潟県／長岡市 **アクアーレ長岡**

[宿泊料金]  
1泊2食付 **9,200円**～  
※入湯税別途  
詳細は直接お電話にてお問合せください。

〒940-2147 新潟県長岡市新陽2-5-1

**☎0258-47-5656**

<http://www.aquarenaoka.or.jp/>



富山県／中新川郡 **グリーンビュー立山**

「立山黒部アルペンルート」観光に最適のお宿。夕食時フリードリンクサービスなど「5趣のおもてなし」付き1泊2食税サ込プラン 平日**11,700円**～、休前日**13,900円**～、特定日**16,100円**～。詳細はホームページをご覧ください。

〒930-1405 富山県中新川郡立山町千寿ヶ原

**☎076-482-1716**

<https://www.greenview-t.jp/>



栃木県／那須郡 **那須の森ヴィレッジ**

[申込] 電話またはホームページで承ります。  
[料金] 1泊2食付 **13,200円** (税サ入湯税込)～  
お得なパック・プランを取り揃えております。

〒325-0303 栃木県那須郡那須町大字高久乙字蓮山3375-637

**☎0287-78-1636**

<http://www.nasunomori-village.jp>



千葉県／千葉市 **オークラ千葉ホテル**

ビジネスシングル **7,865円** (税サ込)～  
(1名様利用、素泊り)  
駐車場と温浴施設は無料。千葉中心街からのアクセスもよく、手軽にリゾート気分が楽しめます。

〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-13-3

**☎043-248-1111**

<https://www.okura-chiba.com/>



東京都／千代田区 **東京グリーンパレス**

[シニア宿泊プラン] 1泊朝食付  
日・月曜日(休前日除外)シングル**6,400円**・ツイン**6,400円**※  
日・月以外シングル**9,000円**・ツイン **8,200円**※  
※ツインは2名利用時の1名様あたりの料金です。

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地

**☎03-5210-4600**

<https://www.tokyogp.com/>



神奈川県／足柄下郡 **湯河原温泉 ちとせ**

[さつきプラン] 60歳以上限定!

1泊2食付 (税サ入湯税込)

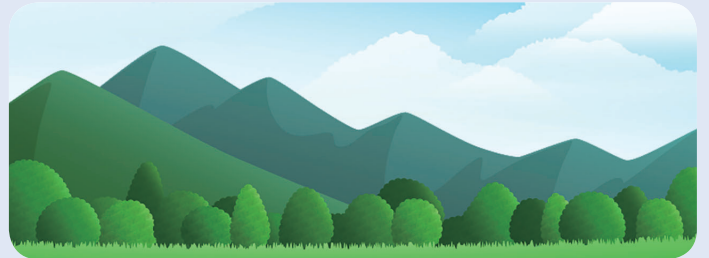
平日 **11,200円**

詳しくは施設にお問合せください。

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上281-1

**☎0465-63-0121**

<http://www.kanagawa-kyosai.jp/chitose/>



新潟県／長岡市 **アクアーレ長岡**

[宿泊料金]  
1泊2食付 **9,200円**～  
※入湯税別途  
詳細は直接お電話にてお問合せください。

〒940-2147 新潟県長岡市新陽2-5-1

**☎0258-47-5656**

<http://www.aquarenaoka.or.jp/>



富山県／中新川郡 **グリーンビュー立山**

「立山黒部アルペンルート」観光に最適のお宿。夕食時フリードリンクサービスなど「5趣のおもてなし」付き1泊2食税サ込プラン 平日**11,700円**～、休前日**13,900円**～、特定日**16,100円**～。詳細はホームページをご覧ください。

〒930-1405 富山県中新川郡立山町千寿ヶ原

**☎076-482-1716**

<https://www.greenview-t.jp/>



新潟県／村上市 **瀨波はまなす荘**

[宿泊料金]  
1泊2食付 **9,588円** (税サ入湯税込)～  
お部屋や大浴場からは日本海の夕陽を一望。  
温泉を100%利用したエコでいやしの施設です。

〒958-0037 新潟県村上市瀨波温泉1-2-17

**☎0254-52-5291**

<http://www.kyousai-niigata.jp/>



石川県／小松市 **おびし荘**

1泊2食付 **9,800円**～  
開湯1300年の由緒ある名湯と新鮮な日本海の幸をお楽しみください。  
金沢市街から車で約1時間。

〒923-0316 石川県小松市井口町ホ55

**☎0761-65-1831**

<http://obishiso.com/>





### 福井県／あわら市 越路

1泊2食付(税サ込) 閑散期 **10,400円**～  
通常期 **11,100円**～ 繁忙期 **12,200円**～  
※閑散期、通常期、繁忙期の区分はホームページをご覧ください。

〒910-4121 福井県あわら市東温泉2-201

**☎0776-77-3151**

<http://www.koshiji.biz/>



### 岐阜県／下呂市 紫雲荘

1泊2食付 **11,040円**(税サ込)～  
・季節限定の「特別料理」コースもございます。  
・天下の名湯「下呂温泉」で癒しのひとときをお過ごしください。

〒509-2207 岐阜県下呂市湯之島692

**☎0576-25-2101**

<http://www.geroonsen-shiunso.com/>



### 静岡県／熱海市 シーサイドいずたが

1泊2食付(2名1室利用時の1名当たりの料金)  
平日料金(日～木曜泊) **12,250円**(税サ込)～  
※除外日: 夏季、年末年始、休日の前日泊  
夕食はお部屋でくつろぎながらお楽しみください。

〒413-0101 静岡県熱海市上多賀12

**☎0120-73-1241**

<http://t-kyosai.jp/izutaga/>



### 愛知県／田原市 シーサイド伊良湖

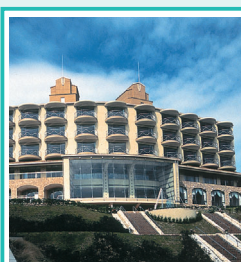
#### [シルバープラン]

平日・休日とも一律料金 **8,910円**(1泊2食付、税サ込、年末年始は除く。)※愛知県都市共済の年金受給者とその配偶者には宿泊助成制度あり。

〒441-3615 愛知県田原市中山町岬1-43

**☎0531-35-1151**

<http://www.aichitoshi-kyosai.jp/hoyoujo/>



### 三重県／志摩市 サンペルラ志摩

#### [シルバープラン]

日曜日～金曜日宿泊限定 1泊2食付・梅ご膳 **10,890円** ※除外日がございますので、詳しくは施設にお問合せください。

〒517-0204 三重県志摩市磯部町矢314

**☎0599-57-2130**

<https://www.sunperla-shima.jp/>



### 滋賀県／大津市 ホテルピアザびわ湖

#### [優待割引]

宿泊料金からオールシーズン**3,000円**引き(同伴者も**3,000円**引き)※1泊2食付プランに限る  
※年末年始・びわ湖大花火大会を除く

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1-1-20

**☎077-527-6333**

<http://www.hotelpiazza.com/>



### 京都府／京都市 ホテル セントノーム京都

1泊朝・夕食付「特別宿泊プラン」**10,800円**～  
いずれもシングル税サ込、宿泊税別(年末年始除く)。詳しくは直接お問合せください。

〒601-8004 京都府京都市南区東九条山王町19-1(竹田街道八条東入ル)  
京都駅八条東口より東へ徒歩3分

**☎075-682-8777**

<https://www.centnovum.or.jp/>



### 大阪府／大阪市 シティプラザ大阪

1室素泊り シングル **9,600円**  
コンパクトツイン **14,050円**

〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-31

**☎06-6947-7702**

<http://www.cityplaza.or.jp/>



### 兵庫県／神戸市 ひょうご共済会館

#### [得とくプラン](繁忙日を除く)

1泊夕食付 **7,300円**(朝食サービス)

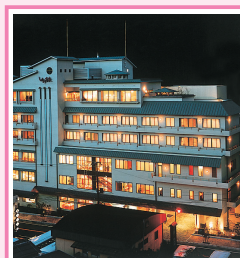
#### [宿泊料金](朝食サービス)

シングル **6,300円**～、ツイン **5,800円**～、和室 **5,000円**～

〒650-0004 兵庫県神戸市中央区中山手通4-17-13

**☎078-222-2600**

<http://www.h-kyosai.or.jp/hk-kaikan/>



### 兵庫県／美方郡 ゆめ春来

#### [シルバープラン]

1泊2食付 **10,400円**(入湯税別)

※対象期間についてはお問合せください。

〒669-6821 兵庫県美方郡新温泉町湯1569-6

**☎0796-99-2211**

<http://www.h-kyosai.or.jp/y-haruki/>



### 鳥取県／東伯郡 溪泉閣

・宿泊(1泊2食付)  
※入湯税(150円)別途  
日～木曜泊 **7,999円**～  
・日帰り(昼食、入浴、部屋食) **3,700円**～

〒682-0122 鳥取県東伯郡三朝町山田180

**☎0858-43-0828**

<http://www.keisenkaku.com/>



### 島根県／松江市 ホテル白鳥

シングル素泊り **6,650円**(税サ込)～  
ツイン素泊り(1名料金) **6,250円**(税サ込)～  
お得な2食付宿泊プランもございます。  
詳しくは直接お問合せください。

〒690-0852 島根県松江市千鳥町20

**☎0852-21-6195**

<https://www.hotel-hakucho.jp>





**岡山県  
岡山市 サン・ピーチ OKAYAMA**

**[気ままな旅プラン] (1名様料金)**  
1泊2食付(お一人様税付込) シングル **10,000円** ツイン **9,800円**  
朝食…バイキング 夕食…それいゆ御膳(お刺身&お肉陶板焼き) ※夕食時、生ビールまたはソフトドリンク1杯サービス

〒700-0023 岡山県岡山市北区駅前町2-3-31  
**☎086-225-0631**  
<http://www.sunpeach.jp/>



**広島県  
広島市 コテージ湯の山**

グループ棟(定員10名) 宿泊**5,100円** 休憩**2,550円**  
家族棟(定員5名) 宿泊**3,100円** 休憩**1,550円**  
※それぞれ1棟あたり(税込)の利用料です。宿泊施設利用助成券はご利用できませんので、ご了承ください。詳細については広島市職員共済組合へお問合せください。

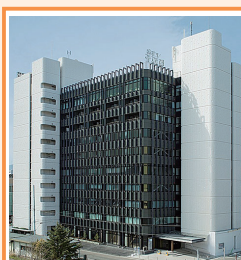
〒738-0601 広島県広島市佐伯区湯来町大字和田128-2  
**☎082-504-2062**  
<http://www.ctv-yado.jp/search/area/yunoyama/yunoyama.html>



**山口県  
山口市 防長苑**

**[和み宿泊パック]**  
**8,500円** (金・土・祝前日・春・夏・冬休みを除く)  
ご夕食はお食事処で料理長自慢の会席料理をどうぞ。

〒753-0077 山口県山口市熊野町4-29  
**☎083-922-3555**  
<https://www.bochoen.jp/>



**徳島県  
徳島市 ホテル千秋閣**

シングル **6,050円** (税込)  
ツイン **12,342円** (税込) ~  
**[料理長おすすめ1泊2食付プラン]**  
お一人様 **8,700円** (税込)

〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-55  
**☎088-622-9121**  
<https://www.sensyukaku.jp/>



**香川県  
高松市 ホテルマリNPレスさぬき**

1泊素泊り **4,280円** (税込) ~ **[休前日限定プラン]** 1泊2食付 **10,830円** (税込) ~ 修繕および改修工事のため、令和2年6月1日(月) ~ 令和2年11月下旬は休館とさせていただきます。リニューアルオープンは、令和2年12月予定です。詳しくは直接お問合せください。

〒760-0066 香川県高松市福岡町2-3-4  
**☎087-851-6677**  
<http://www.mp-sanuki.jp/>



**愛媛県  
松山市 えひめ共済会館**

松山市の中心に位置し、交通アクセス良好。駐車29台 シングルバスなし **3,630円** (税込) ~、ツイン・和室(2名1室) **4,510円** (税込) ~ 朝食バイキング **700円** (税込)

〒790-0003 愛媛県松山市三番町5-13-1  
**☎089-945-6311**  
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>



**高知県  
高知市 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE**

**[シニア宿泊プラン]**  
素泊 **5,120円** (税込)  
1泊朝食付 **6,000円** (税込) ~  
※ご予約時にシニアプランを見てのご予約とお申し付けください。

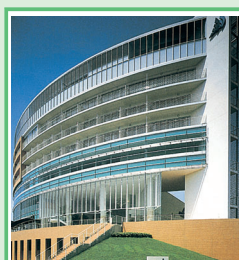
〒780-0870 高知県高知市本町5-3-20  
**☎088-823-3211**  
<http://www.kochi-cs.jp/>



**宮崎県  
宮崎市 ひまわり荘**

JR 宮崎駅より徒歩約9分、宮崎の中心部に位置する落ち着いたホテルです。  
1泊1名様(税別) シングル **5,500円** ~  
ツイン **5,100円**

〒880-0867 宮崎県宮崎市瀬頭2-4-5  
**☎0985-24-5285**  
<http://www.himawarisou.com/>



**鹿児島県  
鹿児島市 マリNPレスかごしま**

1泊朝食付(税込)  
シングル **8,620円** ~ ツイン **8,015円** ~  
和室 **7,410円** ~  
詳しくは施設へ直接お問合せください。

〒890-8527 鹿児島県鹿児島市与次郎2-8-8  
**☎099-253-8822**  
<http://www.maripala.com/>

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、臨時休業等の対応を行う場合もございますので、詳細については利用施設に直接お問合せください。
- 年金受給権者の方は、次の共済組合等が運営する宿泊施設についても相互利用することができます。  
なお、施設によっては利用を制限している場合もありますので、利用施設に直接お問合せください。

|                  |                                                                                                                     |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ● 国家公務員共済組合連合会   | <a href="https://www.kkr.or.jp/hotel/">https://www.kkr.or.jp/hotel/</a>                                             |
| ● 防衛省共済組合        | <a href="https://www.boueikyosai.or.jp/ob/fukuri/spl01.html">https://www.boueikyosai.or.jp/ob/fukuri/spl01.html</a> |
| ● 日本私立学校振興・共済事業団 | <a href="https://www.shigakukyosai.jp/yado/index.html">https://www.shigakukyosai.jp/yado/index.html</a>             |
| ● 地方職員共済組合       | <a href="https://www.chikyosai.or.jp/tabi-no-yado/">https://www.chikyosai.or.jp/tabi-no-yado/</a>                   |
| ● 公立学校共済組合       | <a href="https://www.kourituyasuragi.jp/">https://www.kourituyasuragi.jp/</a>                                       |
| ● 警察共済組合         | <a href="https://www.keikyo.jp/syuku01.php">https://www.keikyo.jp/syuku01.php</a>                                   |
| ● 東京都職員共済組合      | <a href="https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/health-resort/">https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/health-resort/</a>     |



# こんなときには届出を

次ページの「届出一覧表」1～6の事由に該当した場合は、届出の提出が必要となりますので、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。



**次の場合、届出が遅れると年金の過払いとなることがあり、過払いとなった年金は後日必ず返還していただくこととなりますのでご注意ください。**

- ▶ 公務員として再就職したとき
- ▶ 国会議員・地方公共団体の議会の議員に就任したとき
- ▶ 議員報酬月額の変動や期末手当の支給があったとき
- ▶ 失業給付を受けようとするとき
- ▶ 加給年金額対象者に異動があったとき
- ▶ 遺族給付の受給権者に異動があったとき
- ▶ 年金受給権者が1月以上所在不明であるとき



## ワンストップサービスについて

平成27年10月からの被用者年金制度一元化に伴い「ワンストップサービス」が導入され、一元化後に受給権が発生した厚生年金については、受給権者が望む一つの窓口ですべての期間に係る手続きを行うことができるようになりました。

届出をする際に、次ページの「届出一覧表」でワンストップサービスに該当するかをご確認ください。

## もし受給権者が亡くなったら

老齢厚生（退職共済）年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間と合算対象期間を合わせて25年以上の方に限ります。）やその受給資格を有する方、または障害等級1級もしくは2級の障害厚生（障害共済）年金<sup>※1</sup>の受給権者が亡くなった時点で、生計を共にし、かつ、恒常的な年間の収入が将来にわたって850万円（所得で655.5万円）未満である方（配偶者・子・父母・孫・祖父母）<sup>※2</sup>がいる場合は、遺族厚生年金の受給権が発生します。

また、該当する方がいない場合または遺族厚生年金・遺族共済年金の受給権者が亡くなった場合は、年金の受給権が消滅するため、年金の過払いや未払い分の給付が発生する可能性があります。

このような場合は、電話等にて各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

なお、遺族厚生年金は、他の公的年金を受けている場合や年齢等の条件により、一部または全部が支給停止になることがあります。

※1 障害等級3級の方でも、65歳未満の方については、亡くなった原因によって該当する場合があります。

※2 遺族の順位は、①配偶者と子、②父母、③孫、④祖父母となります。ただし、夫、父母および祖父母については、55歳以上の方、子や孫については、18歳を迎えてから最初の3月31日を迎えるまでの間にある未婚の方、または20歳未満で障害等級1級もしくは2級の障害状態にある未婚の方に限ります。

## ■届出一覧表■

|   | 届出様式                                                                                     |                                             | 添付書類                                                       | ワンストップサービスの対象 | 備考 |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------|----|
| 1 | 公務員として再就職したとき                                                                            |                                             |                                                            |               |    |
|   | 年金受給権者再就職届                                                                               |                                             | 年金証書                                                       | ×             |    |
|   | 議会議員に就任したときまたは議会議員の方で議員報酬月額の異動や期末手当の支給があったとき                                             |                                             |                                                            |               |    |
|   | 国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止(解除)届                                                  |                                             |                                                            | ○             |    |
|   | 雇用保険法による失業給付を受けようとするとき                                                                   |                                             |                                                            |               |    |
|   | 厚生年金受給権者                                                                                 | 老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届                         | 雇用保険受給資格者証の写しまたは<br>高年齢雇用継続給付支給決定通知書の写し                    | ○             | ※1 |
|   | 共済年金受給権者                                                                                 | 雇用保険法による給付との調整事由該当・非該当届                     |                                                            | ×             | ※2 |
| 2 | 加給年金額対象者に次のような異動があったとき(代表的な例)                                                            |                                             |                                                            |               |    |
|   | ■加給年金額対象者である配偶者が次の年金を受給することとなったとき                                                        |                                             |                                                            |               |    |
|   | ・老齢厚生年金・退職共済年金で、単独または両方を通算して、被保険者期間が20年以上ある年金または法令により20年以上とみなされる年金                       |                                             |                                                            |               |    |
|   | ・障害を事由とする年金(障害厚生年金・障害共済年金・障害基礎年金等)                                                       |                                             |                                                            |               |    |
|   | ■加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき                                                                   |                                             |                                                            |               |    |
|   | ■加給年金額対象者である子が婚姻または養子縁組したとき、または養子縁組による子が離縁したとき 等                                         |                                             |                                                            |               |    |
|   | 厚生年金受給権者                                                                                 | ・老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届<br>・加算額・加給年金額対象者不該当届 | 異動事由により異なります。                                              | ○             | ※3 |
|   | 共済年金受給権者                                                                                 | 加給年金額対象者異動届書                                |                                                            | ×             |    |
| 3 | 遺族厚生年金・遺族共済年金等の受給権者が婚姻(事実婚を含みます。)をしたとき                                                   |                                             |                                                            |               |    |
|   | 遺族厚生年金・遺族共済年金等の受給権者が、直系血族および直系姻族以外の方の養子となったとき<br>元組合員の養子であった遺族厚生年金・遺族共済年金等の受給権者が死後離縁したとき |                                             |                                                            |               |    |
| 4 | 各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。                                                        |                                             |                                                            |               |    |
|   | 障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金の受給権者が婚姻したとき、または子どもが生まれたとき                                      |                                             |                                                            |               |    |
| 5 | 各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。                                                        |                                             |                                                            |               |    |
|   | 年金受給権者の所在が1月以上不明であるとき                                                                    |                                             |                                                            |               |    |
|   | 厚生年金受給権者                                                                                 | 年金受給権者所在不明届                                 | 年金証書の写し                                                    | ○             |    |
|   | 共済年金受給権者                                                                                 | 年金受給権者所在不明届出書                               | —                                                          | ×             |    |
| 6 | 氏名を変更したとき                                                                                |                                             |                                                            |               |    |
|   | 年金受給権者氏名変更届                                                                              |                                             | ・年金証書<br>・市区町村長の証明書または戸籍抄本(住民基本台帳ネットワークシステムで変更が確認できる場合は不要) | ○             |    |
|   | 住所を変更したとき ※4                                                                             |                                             |                                                            |               |    |
|   | 年金受給権者住所変更届                                                                              |                                             | —                                                          | ○             |    |
|   | 受取金融機関を変更するとき                                                                            |                                             |                                                            |               |    |
|   | 厚生年金受給権者                                                                                 | 年金受給権者受取機関変更届                               | □座名義人フリガナおよび□座番号の確認ができる預金通帳の写しまたは金融機関の証明                   | ○             |    |
|   | 共済年金受給権者                                                                                 | 年金受給権者異動報告書                                 |                                                            | ×             |    |

※1 老齢厚生年金および退職共済年金を請求した際、請求書に雇用保険被保険者番号を記載している場合や、過去に老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届を提出したことがある場合、届出は不要です。

※2 これまで雇用保険法による給付を受給したことがあるが共済組合に届け出たことがない場合は、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。

※3 加給年金額対象者である配偶者が、本連合会が支給する年金を受給することとなったときは、届出は不要です。その他の地方公務員共済組合が支給する年金を受給することとなったときは、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。

※4 住民基本台帳ネットワークシステムで変更が確認できる場合、届出は不要です。ただし、電話番号が変わった場合は、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。



# 年金相談窓口一覧

(令和2年4月1日現在)

| 指定都市職員共済組合    | 電話番号         |
|---------------|--------------|
| 札幌市職員共済組合     | 011-211-2432 |
| 川崎市職員共済組合     | 044-200-2143 |
| 横浜市職員共済組合     | 045-671-3370 |
| 名古屋市職員共済組合    | 052-962-1485 |
| 京都市職員共済組合     | 075-222-3240 |
| 大阪市職員共済組合     | 06-6208-7547 |
| 神戸市職員共済組合     | 078-322-5104 |
| 広島市職員共済組合     | 082-504-2061 |
| 北九州市職員共済組合    | 093-582-2224 |
| 福岡市職員共済組合     | 092-711-4145 |
| 市町村職員共済組合     | 電話番号         |
| 北海道市町村職員共済組合  | 011-330-2565 |
| 青森県市町村職員共済組合  | 017-723-6522 |
| 岩手県市町村職員共済組合  | 019-653-0557 |
| 宮城県市町村職員共済組合  | 022-263-6412 |
| 秋田県市町村職員共済組合  | 018-862-6754 |
| 山形県市町村職員共済組合  | 023-622-6900 |
| 福島県市町村職員共済組合  | 024-533-0011 |
| 茨城県市町村職員共済組合  | 029-301-1414 |
| 栃木県市町村職員共済組合  | 028-615-7817 |
| 群馬県市町村職員共済組合  | 027-290-1358 |
| 埼玉県市町村職員共済組合  | 048-822-3253 |
| 千葉県市町村職員共済組合  | 043-248-1117 |
| 東京都市町村職員共済組合  | 042-528-2183 |
| 神奈川県市町村職員共済組合 | 045-664-5422 |
| 山梨県市町村職員共済組合  | 055-232-7311 |
| 新潟県市町村職員共済組合  | 025-285-5413 |
| 富山県市町村職員共済組合  | 076-431-8034 |
| 石川県市町村職員共済組合  | 076-263-3362 |
| 福井県市町村職員共済組合  | 0776-52-7303 |
| 長野県市町村職員共済組合  | 026-217-5607 |
| 岐阜県市町村職員共済組合  | 058-277-1130 |
| 静岡県市町村職員共済組合  | 054-202-4847 |
| 愛知県市町村職員共済組合  | 052-951-4596 |
| 三重県市町村職員共済組合  | 059-253-2706 |

| 市町村職員共済組合                 | 電話番号         |
|---------------------------|--------------|
| 滋賀県市町村職員共済組合              | 077-525-5784 |
| 京都市市町村職員共済組合              | 075-431-0303 |
| 大阪府市町村職員共済組合              | 06-6941-4803 |
| 兵庫県市町村職員共済組合              | 078-321-0624 |
| 奈良県市町村職員共済組合              | 0744-29-8266 |
| 和歌山県市町村職員共済組合             | 073-431-0154 |
| 鳥取県市町村職員共済組合              | 0857-26-2342 |
| 島根県市町村職員共済組合              | 0852-21-9503 |
| 岡山県市町村職員共済組合              | 086-225-7840 |
| 広島県市町村職員共済組合              | 082-545-8555 |
| 山口県市町村職員共済組合              | 083-925-6550 |
| 徳島県市町村職員共済組合              | 088-621-3520 |
| 香川県市町村職員共済組合              | 087-851-6680 |
| 愛媛県市町村職員共済組合              | 089-945-6317 |
| 高知県市町村職員共済組合              | 088-823-3212 |
| 福岡県市町村職員共済組合              | 092-651-2462 |
| 佐賀県市町村職員共済組合              | 0952-29-0333 |
| 長崎県市町村職員共済組合              | 095-827-3140 |
| 熊本県市町村職員共済組合              | 096-368-0900 |
| 大分県市町村職員共済組合              | 097-532-1531 |
| 宮崎県市町村職員共済組合              | 0985-24-5527 |
| 鹿児島県市町村職員共済組合             | 099-256-6757 |
| 沖縄県市町村職員共済組合              | 098-867-0785 |
| 都市職員共済組合                  | 電話番号         |
| 北海道都市職員共済組合※ <sup>1</sup> | 011-512-1770 |
| 仙台市職員共済組合                 | 022-214-1227 |
| 愛知県都市職員共済組合※ <sup>2</sup> | 052-228-0493 |
| 連 合 会                     | 電話番号         |
| 全国市町村職員共済組合連合会            | 03-5210-4608 |

※<sup>1</sup> 函館・小樽・旭川・室蘭・帯広・岩見沢・夕張・網走・美唄・苫小牧・稚内・留萌の各市に勤めていたもしくは勤めている方

※<sup>2</sup> 豊橋・岡崎・一宮・瀬戸・半田・春日井・豊川・津島・碧南・刈谷・豊田・安城の各市に勤めていたもしくは勤めている方

# ねんきんカレンダー

令和2年 6月

令和3年 6月

| 時 期  | 定期支給関係                                           | そ の 他                             |
|------|--------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 令和2年 | 6月中旬<br>『年金だより』をお送りしています。<br>年金支払通知書をお送りしています。※1 |                                   |
|      | 6月15日(月)<br>年金支給日(4月・5月分)※2                      |                                   |
|      | 8月14日(金)<br>年金支給日(6月・7月分)※2                      |                                   |
|      | 10月15日(木)<br>年金支給日(8月・9月分)※2                     | 令和3年分「扶養親族等申告書」をお送りします(10月～11月頃)。 |
|      | 12月中旬<br>『年金だより』をお送りします。<br>年金支払通知書をお送りします。※1    |                                   |
|      | 12月15日(火)<br>年金支給日(10月・11月分)※2                   |                                   |
| 令和3年 | 1月下旬                                             | 令和2年分「源泉徴収票(はがき形式)」をお送りします。       |
|      | 2月15日(月)<br>年金支給日(12月・1月分)※2                     | 令和2年分確定申告開始<br>(2月中旬～3月中旬)        |
|      | 4月15日(木)<br>年金支給日(2月・3月分)※2                      |                                   |
|      | 6月中旬<br>『年金だより』をお送りします。<br>年金支払通知書をお送りします。※1     |                                   |
|      | 6月15日(火)<br>年金支給日(4月・5月分)※2                      |                                   |

※1 **【年金支払通知書】**は、支払いがある方に各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所・氏名・振込先・支払額等に変更があった場合には、6月・12月以外でも**【年金支払通知書】**を送付します。

ただし、2月の**【年金支払通知書】**は、支払額の変更理由が端数調整のみの場合は、送付しません。

**また、支払額のみに変更があった場合は、【年金支払通知書】が送付されない場合があります。ご了承ください。**

※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。



**ご注意ください**

**【年金支払通知書】**の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回ですので、年金の支払いがある方については、**【年金支払通知書】**が送付されない場合でも、年金は振り込まれます。

## ！ 共済組合に関係していることをほのめかす電話にご注意ください

- 最近、年金受給者の方に対し、商品の販売業者から、共済組合に関係していることをほのめかして、商品を送る旨の連絡があったり、実際に商品が送りつけられたりするといったことが起きています。指定都市・市町村・都市職員共済組合および本連合会はこのような業者とは一切関係がありませんので、ご注意ください。
- マイナンバー制度に便乗して、不正な勧誘や個人情報聞き出そうとする不審な電話にご注意ください。共済組合では、マイナンバー制度に関連して、マイナンバーや個人情報を電話でお聞きするようなことはありません。

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしております。



全国市町村職員共済組合連合会 年金部

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608

**年金だより**

第27号 令和2年6月 発行：全国市町村職員共済組合連合会  
〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4611

ホームページアドレス <https://ssl.shichousonren.or.jp/>